

令和3年度法務省委託「災害と人権に関するシンポジウム」及び「人権ライブラリー事業」の広報に係るチラシ等の印刷業務に関する見積競争（仕様書）

1 件名

「災害と人権に関するシンポジウム」及び「人権ライブラリー事業」の広報に係るチラシ等の印刷業務

2 業務内容

- (1) 「災害と人権に関するシンポジウム」広報用チラシの印刷
- (2) 「人権ライブラリー事業」広報用チラシの印刷
- (3) 送付状の印刷
- (4) 発送用封筒の印刷

3 仕様等

- (1) 「災害と人権に関するシンポジウム」広報用チラシ

ア 判型等：A4判／両面、表面4C・裏面4C

イ 用紙：再生コート紙（57.5／kg）

ウ 枚数：45,000枚

エ 校正：色校正1回以上

オ 版下：PDFを支給する。

- (2) 「人権ライブラリー事業」広報用チラシ

ア 判型等：A4判／両面、表面4C・裏面4C

イ 用紙：再生コート紙（57.5／kg）

ウ 枚数：4,000枚

エ 校正：色校正1回以上

オ 版下：PDFを支給する。

※ (1) 及び (2) の印刷・製本に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき、定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和3年2月19日変更閣議決定）による紙類の印刷用紙及び役務の印刷の基準を満たすこととする。

※ ただし、印刷用紙については受注後、当該基準を満たす製品を入手することが困難な場合には、当センターの了解を得た場合に限り、代替品の使用を認める。

- (3) 送付状

ア 判型等：A4判／片面、表面、墨一色
※ Word又はPDFの原稿を支給する。

イ 用紙：普通紙

ウ 枚数：計3,600枚

(ア) 都道府県・市町村人権啓発担当部局宛 1,800枚

(イ) 都道府県・市町村商工労働担当部局宛 1,800枚

※ いずれも作業用予備含む。

エ 校正：1回以上

(4) 発送用封筒

ア 判型等：角2／両面、墨一色

※ 封筒の支給はしない。

※ Word又はPDFの原稿を支給する。

イ 用紙：角2(85g/m²)

ウ 枚数：3,600枚

エ 校正：1回以上

4 成果物

(1) 「災害と人権に関するシンポジウム」広報用チラシ：45,000部

(2) 「人権ライブラリー事業」広報用チラシ：4,000部

(2) 送付状：計3,600枚

(3) 発送用封筒：計3,600枚

5 スケジュール(予定)

(1) 原稿支給日：令和3年12月17日(金)

(2) 納品期日：令和3年12月24日(金)

6 納品先及び部数

(1) 「災害と人権に関するシンポジウム」広報用チラシ

ア 公益財団法人人権教育啓発推進センター：250部

東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4階

イ 当センターが指定する発送会社(関東近郊)1か所：44,750部

(2) 「人権ライブラリー事業」広報用チラシ

ア 公益財団法人人権教育啓発推進センター：400部

東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4階

イ 当センターが指定する発送会社(関東近郊)1か所：3,600部

(3) 送付状

当センターが指定する発送会社（関東近郊） 1か所：計3, 600枚
(4) 発送用封筒

当センターが指定する発送会社（関東近郊） 1か所：3, 600枚

※ 納品に係る経費は受注者負担とする。

7 応募概要

(1) 提出書類

ア 見積書

イ 工程表

(2) 提出期限

令和3年12月16日（木）午後3時

(3) 決定方法

見積金額により決定する。

8 その他

(1) 応募に当たっての提出書類は返却しない。

(2) 本見積競争参加に要する経費は、応募者の負担とする。

(3) 本件を実施するに当たって知り得た情報については、本件以外の業務に使用しないこととし、他の第三者に対して一切漏えいしないこと。

(4) 本仕様書に記載のない事項については、受注者と別途協議する。

(5) 本件の実施に当たっては、当センターによる確認及び承諾を得た上で作業を進めること。

(6) 上記各仕様は現時点での想定であるため、受注者確定後に協議を進めていく過程で変更の可能性がある。仕様に変更があった場合は、受注者との協議の上、発注金額を変更する。その際は再度、見積書を速やかに提出すること。

(7) 請求書は、各業務完遂後速やかに発行すること。

(8) 本件の完遂のために十分な実施体制を整えること。

(9) 本件の全部を一括して第三者に委託してはならない。本業務の一部を第三者に委託する場合は、当センターの承諾を得るものとする。

9 監督及び検査

本件業務の適切な履行を確保するため、受注者への必要な監督及び作業完了の監督・検査は、当センターの以下の職員が行う。なお、異動等により職員が代替した場合は、後任の職員がこれを行う。

(1) 監督職員：事務局長 上杉憲章

(2) 検査職員：総務部長 山本由理子

10 問合せ・連絡先

公益財団法人人権教育啓発推進センター 事業部第2課 加藤・正岡

〒105-0012

東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4階

TEL：03-5777-1802（代表）

FAX：03-5777-1803

Eメール： k a t o @ j i n k e n . o r . j p

j i g y o 2 @ j i n k e n . o r . j p

ウェブサイト： <http://www.jinken.or.jp>

.....
T w i t t e r

https://twitter.com/jinken_center

Y o u T u b e 人権チャンネル

<https://www.youtube.com/jinkenchannel>

人権ライブラリー

<https://www.jinken-library.jp>